

「京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

【意見募集期間：令和5年12月25日から令和6年1月19日】

項目	意見要旨	考え方
<p>1.2.3 エリア区分 表1.1 エリア区分の考え方 エリア区分：促進区域</p>	<p>1 促進区域の設定（太陽光発電）について 促進区域は、下記の条件ではどうか （1）白地エリア （2）下記のいずれかの場所 ・市所有土地建物全てを検討し、10kW以上の可能性があるもの全て ・地元で同意が得られやすい地域</p> <p>（その理由） 導入促進エリアが、結果的に市所有建物の施設屋根のみとなっており、検討の過程が見えない、また市としても再生可能エネルギーの導入促進を図るという本気度が見えない。 促進地域については、条件がいいものを広く設定することで、導入事業者の参画が進められ、市として積極的に導入していこうとする意志表示となると思う。 導入に前向きな地域を意向調査し、同意が比較的得られやすい地域を設定することで、導入促進が図れるのではないか。 地域の意向調査については、やってみて、なければならぬやむを得ないが、やることで、促進のねらいが伝わり意味があると思う。</p>	<p>促進区域については、白地エリアだけでなく、調整エリアからも定められた手続きを行うことで設定されることがあり得ることから、限定することなく今後の運用の中で段階的なエリア設定を行っていく予定です。 促進区域の基準は、環境省令において規定されており、本報告書ではその基準に従って、P.3表1.1エリア区分の考え方の中で「促進区域の基準に適合した事業計画を有し、再生可能エネルギーの導入を促進する区域」と位置づけています。 これにより今後、調整エリア、白地エリアにおいて再生可能エネルギー発電事業計画が策定される過程で、候補地における理解促進が進むことにより、促進区域の設定につながるものと考えています。 今後、市民、事業者、地区等の理解促進が進むような取組みを継続し、またその他の公共施設についても精査を行って、促進区域を増やしていく予定です。</p>